

ろう学校における理容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3日生衛発第128号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなつたが、ろう学校に関する指定基準については、指定規則第4条第2項に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における該当理容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、「ろう学校理容科を理容師養成施設として指定する場合の指定基準について」（昭和25年5月23日衛発第427号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）は平成10年4月1日をもって廃止する。

また、平成10年3月31日以前に理容師養成施設に入所した生徒であつて、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の指定基準とする。

【別紙】 ろう学校における理容師養成施設指定基準

- 1 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第4条第1項第1号（イ、ヘ、チ、又及びヲを除く。）に該当するものであること。
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であることを入所資格とするものであること。
- 3 教員の数は、5人以上であり、かつ、教員数の5分の2以上が専任であること。
- 4 同時に授業を行う一学級の生徒数は、15人以下とすること。
- 5 普通教室の面積は、24.75平方メートル以上であること。
- 6 実習室の面積は、24.75平方メートル以上であること。

ろう学校における美容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3日生衛発第129号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなつたが、ろう学校に関する指定基準については、指定規則第3条第2項に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における該当美容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、「ろう学校理容科を理容師養成施設として指定する場合の指定基準について」（昭和25年5月23日衛発第427号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）は本日付け生衛発第128号当職通知により廃止されたので申し添える。

また、平成10年3月31日以前に美容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の指定基準とする。

【別紙】 ろう学校における美容師養成施設指定基準

- 1 美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第3条第1項第1号（イ、ヘ、チ、ヌ及びヲを除く。）に該当するものであること。
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であることを入所資格とするものであること。
- 3 教員の数は、5人以上であり、かつ、教員数の5分の2以上が専任であること。
- 4 同時に授業を行う一学級の生徒数は、15人以下とすること。
- 5 普通教室の面積は、24.75平方メートル以上であること。
- 6 実習室の面積は、24.75平方メートル以上であること。

矯正施設における理容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3日生衛発第130号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、矯正施設における理容師養成施設に関する指定基準については、指定規則第4条第2項に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における該当理容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、「矯正施設における理容師美容師養成施設の指定基準について」（昭和28年7月22日衛発第556号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）は平成10年4月1日をもって廃止する。

また、平成10年3月31日以前に理容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の指定基準とする。

【別紙】 矯正施設における理容師養成施設の指定基準

法務省の所管にかかる矯正施設（拘置所、刑務所、少年院等）の経営する理容師養成施設については、原則として、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第4条第1項第1号に規定する昼間課程に係る基準を適用するものとする。

ただし、特定の者を生徒とするという特別の事情を考慮し、同時に授業を行う一学級の生徒数が20人以上40人未満のものについても、実習室の面積が49.5平方メートル以上であり、かつ、同基準の他の項目に該当するものであればこれを指定することとする。

矯正施設における美容師養成施設の指定基準について（平成10年2月3日生衛発第131号
各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなつたが、矯正施設における美容師養成施設に関する指定基準については、指定規則第3条第2項に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における該当美容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、「矯正施設における理容師美容師養成施設の指定基準について」（昭和28年7月22日衛発第556号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）は本日付け生衛発第130号当職通知により廃止されたので申し添える。

また、平成10年3月31日以前に美容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の指定基準とする。

【別紙】 矯正施設における美容師養成施設の指定基準

法務省の所管にかかる矯正施設（拘置所、刑務所、少年院等）の経営する美容師養成施設については、原則として、美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第3条第1項第1号に規定する昼間課程に係る基準を適用するものとする。

ただし、特定の者を生徒とするという特別の事情を考慮し、同時に授業を行う一学級の生徒数が20人以上40人未満のものについても、実習室の面積が49.5平方メートル以上であり、かつ、同基準の他の項目に該当するものであればこれを指定することとする。